

事業者が把握すべき、EU、北米、東アジアのデータ域外移転に関連する法制の動向と対応について

2018年3月13日

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 落合孝文

©2018 Atsumi & Sakai All Rights Reserved

1

アメリカ

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ合衆国には、包括的な個人情報保護法がない。 重要な連邦法としては、1914年「連邦取引委員会法」(「FTC法」)、1996年「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」、1999年「グラム・リーチ・ブライリー法」(「GLBA」)、1998年「児童オンラインプライバシー保護法」、1970年「公正信用報告法」などがある。 その他、スパム規制法、1988年ビデオ・プライバシー保護法、1974年プライバシー法(アメリカ合衆国法典第5章第552条a)などプライバシーに関連する法律は、連邦レベルでは20を超え、州レベルでは100を超える。 州法で具体的な義務が課されることも多く、州法を確認する必要性が高い。例えば、カリフォルニア州においては、25を超える個人情報に関する州法が制定されている。2013年に、未成年者のプライバシー保護の一環として、未成年者のオンラインでのプロフィールを制限する規定や、未成年者からソーシャルメディアなどにおける投稿内容の削除要請があった場合はそれに応じなければならないといった規定を設けている。また、セキュリティ侵害に関する消費者等に対する報告義務については、連邦法には基本的に規定されていないが、多くの州法に規定がある。
運用実態 (プライバシーシールド関係)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州連合及びアメリカ合衆国企業間でのデータ移転及び共有を認める欧州連合・アメリカ合衆国間のプライバシー・シールドの枠組みがある。 2017年10月18日、欧州委員会はEUとアメリカ合衆国のプライバシー・シールドの機能について最初の年次報告を発行し、(1)アメリカ合衆国商務省(US Department of Commerce)により課される企業のプライバシー・シールドの義務の遵守に対するモニタリングを向上させること、(2)どのように苦情を申し立てるかということを含む、どのように個人がプライバシー・シールド下で自身の権利を行使できるかという意識の向上をEUにおいて図ること、そして(3)アメリカ合衆国商務省、FTC及びEUデータ保護機関との間でより緊密に協力すること(企業や執行官のためのガイドラインの策定を含む)について指摘した

アメリカ

項目	概要
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> • FTC法について、明文の規定はないが、アメリカ合衆国の商業(commerce)に影響を与える場合にはFTC法の域外適用が可能である。 • GLBAには、域外適用等に関する明文の規定はない。しかしながら、アメリカの金融機関は、その金融機関が利用しているサービス・プロバイダーについても、その金融機関に適用のあるGLBAの規定を遵守させなければならないが、これはアメリカ国外のサービス・プロバイダーを利用している場合についても同様にあてはまる。従って、例えば、個人情報に関する国外移転についても、オプトアウトによる規制がかかってくる。 • 電子通信プライバシー法においては、米国連邦裁判所第9巡回区控訴裁判所によれば、ECPAは、「全ての者」(any person)に対して適用があるとされているところである。しかしながら、アメリカ国外において保管されているデータには、ECPAの適用はないとされている。 • 連邦通信法は、州際通商及び海外通商(interstate and foreign commerce)について適用される。従って、アメリカ国外の通信サービス提供者又はアメリカ国外の電気通信サービスには適用されない。しかしながら、FCCによる規制措置がアメリカ国外に影響したとしても、それはFCCの権限を超えたとは判断されないため(Cable and Wireless v. FCC, 166 F.3d at 1231)、連邦通信法は域外適用されるといえる。

カナダ

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> • 民間部門は、個人情報保護及び電子文書法(「PIPEDA」)が規律し、公共部門は、プライバシー法が規律する。民間部門に関する法令としては、電気通信法、銀行法及びスパム対策法令が存在する。特定の業種においては、PIPEDAに加え又はその代わりに追加の州法が適用される場合がある。 • 業界特有の法規又は業界のデータ保護基準(1993年電気通信法(電気通信業界に関して)、銀行法(連邦政府の規制対象金融機関に関して)、カナダのスパム対策法規(すべての商用電子メールの要件を定める。)及び諸州法(とりわけ医療情報に関して)を含む)の適用対象となる場合もある。 • その他、デジタルプライバシー法(DPA)(上院法案S-4、2015年6月18日可決)など。
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> • PIPEDAは、データの越境移転に関して、具体的な制約を定めていない。ただし、国際的な移転を含み、第三者処理業者に対する個人情報の移転はすべて、PIPEDA上の「説明責任」原則に従う。そのため、組織は、その保有又は保管する個人情報に関し、処理のために当該情報が第三者に移転された後も引き続き責任を負う。組織は、第三者処理業者による保護水準を同程度とするために、契約その他の手段を利用するものとする。 • PIPEDAを含むカナダの法律によると、データの越境流出について、国の監督機関に届出又はその許可を得る必要はない(SCCの届出を含む)。
運用実態	<ul style="list-style-type: none"> • 2013年、プライバシー・コミッショナー事務所は、プライバシー法に関して1154件の事案において、また、PIPEDAに関しては587件の事案において、調査結果を示した。 • 2015年のPIPEDA改正以前は、プライバシー・コミッショナーによる罰金は、一般的に行われてはいなかった。これらの改正法が発効することによって、罰金による強制執行措置が大幅に増加するかについては、未だ明らかではない。

オーストラリア

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報に関連するものとして、以下の法令が制定されている。 1988年プライバシー法(APP)、1953年税制管理法、2015年電気通信傍受法改正(データ保全)法、2006年電話勧誘拒否登録法、2003年スパム法(Cth)、2006年マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止法、2009年動産担保法、2010年医療ID法、2012年個人管理電子保険医療記録法
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの規制対象個人情報の第三者たる「海外受領者(Overseas recipient)」(開示者の関連法人を含む)に対する移転又は電子アクセス(読取専用を含む。)の提供は、個人情報の開示に該当し、開示された第三者がオーストラリア国外に所在する場合、APP第8項(越境開示)が適用される。 ただし、委託先ホスティングサービスの提供者又は個人情報へのアクセスができると合理的に考えられる者が個人情報を解読し、少なくともこれを閲覧する能力を有している可能性があるという合理的な可能性がない限り、海外の受領者に対する当該個人情報の「開示(Disclosure)」は存在しないとする見解もあるが、「開示(Disclosure)」の意義に関しより明確な見解が後記OAIC又は裁判所より示されるまでは不明確な部分が残る。 APP第8項及び第16C条は、個人情報の越境開示に対し、説明責任によるアプローチを採用しており、組織は、個人情報を海外の受領者に開示する前に、海外の受領者が当該情報に関連してAPP(APP第1項を除く。)に違反しないよう、合理的な措置を取らなければならない。
運用実態	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア情報コミッショナー事務局(OAIC)は、適切な個人情報の取扱いを確保することによる、個人のプライバシー保護を目的とする一連の機能及び権限を有し、プライバシー法の規制対象である事業者は、同法の関連規定及び同法に基づき策定される法規書を遵守するよう義務付けられている。 OAICの規制上のアプローチは、法律及びベスト・プラクティスの遵守を促進するため、事業者と協働することである。

ニュージーランド

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、以下の法令が個人情報保護に関連する。 1993年プライバシー法、1982年行政情報に関する法、1987年地方自治体行政情報会議法、2007年未承諾電子メッセージ法、2015年有害デジタル通信法 プライバシー法は、公的部門及び民間部門のすべての事業者等に適用される。公的部門における情報の取扱いに関しては、1982年行政情報に関する法及び1987年地方自治体行政情報会議法が、プライバシー法とは別途、定めを置いている。
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等が、ニュージーランド国内の事業所から同一法人内の国外の事業所にデータ移転をした場合、当該国外の事業所において保有される個人情報についても、事業者等は情報プライバシー原則に則って処理する必要がある。プライバシー法第3条(4)により、個人情報の物理的な所在ないし物理的な保管・管理の主体に拘らず、第三者に処理又は保管を行わせることのみを目的として個人情報を海外の第三者に移転した事業者等は、当該個人情報に関して従前通りプライバシー法上の義務を負うことになる。 上記の他、コミッショナーは、他国からニュージーランドに移転し、又は移転される予定の個人情報が、プライバシー法と類似又は同様の保護を定める法令が適用されない第三国へ移転される可能性があり、これにより、OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」のパート2に定める国内適用の基本原則に違反するおそれがあると合理的に認める場合は、ニュージーランドから当該第三国への個人情報の移転を禁止することができる(プライバシー法114B(1))。ただし、当該移転が法令、条約により義務付けられる場合又は法令により許容される場合はこの限りでない(プライバシー法114B(3))。
運用実態	<p>和解により解決した事案が半数近くを占めている。その他、プライバシー・コミッショナーによる措置としては、違反事業者等の公表措置が採られた他、一般からの照会を受けて、プライバシー法の適用・解釈等に関する当局の回答が多数示されている。</p>

ロシア

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> 2006年7月27日付「個人データに関する」連邦法(第152-FZ号)(以下、「個人情報法」とする。)が個人情報保護一般について規定し、公的部門・民間部門に適用され、民間部門では、個人情報法、2001年12月30日付ロシア連邦労働法典(第197-FZ号)の他、産業部門ごとに以下を含む規制がある。 2003年7月7日付「電気通信に関する」連邦法(第126-FZ号)、1990年12月2日付「銀行及び銀行業に関する」連邦法(第395-1号)、2011年11月21日付「ロシア連邦における国民の健康保護の基礎に関する」連邦法(第323-FZ号)
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法において、個人データの国際的(又は越境)移転とは、外国に所在する外国の機関、外国の自然人又は外国の法人への個人データの移転を指す(本法第3条第11項)。個人データの越境移転に関する具体的な規制を定めている(同法第12条)が、かかる規制は、個人データの移転先の法域のいわゆる適切性によって、個人データの越境移転の条件を区別している。 個人データは、十分なレベルの個人データ保護が付与されている法域(適切法域)に移転することができる。適切な法域は、個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約(1981年ストラスブルグETS第108号)の加盟国及びロシア連邦政府、連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁(Roskomnadzor)により適切であると認められた国を指す。同条約の加盟国に加えて、適切な法域の一覧は、2013年3月15日付Roskomnadzor命令により示されている。 2015年9月1日、2014年7月21日付連邦法第242号「情報・通信システム上における個人データ処理の処理手続きに関するロシア連邦の一定の法令の一部改正について」が施行され、データ管理者は、このいわゆるローカライゼーション法に従い、個人データに関する一定の操作について、ロシアに所在するデータベースを用いて行われるように確保しなければならない(ローカライゼーション要件)。これには、個人データの記録、体系化、蓄積、保管、翻案、変更又は検索が含まれる。 個人データは一旦収集されると、主にロシアに所在するデータベース(サーバー施設等。必要に応じてここで維持・アップデートされる。)を経由してホストされる。個人データはその後、海外に所在する他のデータベースに送信することができる。
運用実態	<p>実際の執行実務はRoskomnadzorが統計の形で公表している。2015年9月1日以来、Roskomnadzorは、個人情報法に違反する情報の流布のあった160のリソースをブロックしてきた。</p>

中国

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な個人情報保護法は存在せず、個別分野ごとの法令等が散在している。 サイバーセキュリティ法(CS法)、民法総則、刑法、消費者権益保護法、パソコン情報システム安全保護条例、情報安全等級保護管理弁法、電気通信及びインターネット利用者の個人情報保護に関する規定、情報セキュリティ技術—公的及び商業サービスのための情報システム内での個人情報保護ガイドライン、銀行業金融機関による個人金融情報保護の向上に関する通達、信用調査業管理条例など 行政の取締法規だけではなく、民事法の中にも個人情報保護に関する規定が置かれていることにも留意が必要である。 今後は、個人情報保護法の制定等についても検討がなされている。
運用実態	<ul style="list-style-type: none"> 公開されている裁判例も多く、また、サイバーセキュリティ法の執行事例も既に公表されている。 最高人民法院と最高人民検察院は、個人情報侵害の刑事案件に関する司法解釈を2017年5月8日に公布し2017年、個人情報侵害罪に関する典型的な判例を合計で13件公布した。個人情報侵害行為への責任追及に関して、プライバシー権侵害を参考して適用する従来の司法保護から、直接に個人情報権利に基づいて救済した事例も増えている。 外国人による個人情報の違法取得に関する刑事裁判例も出てきている。

中国

項目	概要
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> CS法では、個人情報・重要データの中国国内における保存義務を定め、業務の需要により確かに国外向けに提供する場合に安全評価を受ける義務も定めている(第37条)。 CS法が越境移転をすることを制限する個人情報・重要データは、重要情報インフラ事業者が収集・保有する個人情報・重要データとされるが、安全評価弁法草案第2条によれば、すべてのネットワーク事業者が収集・保有する個人情報・重要データまでに拡大される。 原則として、個人情報の第三者への提供には本人の同意が必要であるので(SC法第42条第1項)、越境移転も本人の同意なしで行ってはならないとも考えられる。CS法第37条は、例外として、「業務の需要により確かに国外向けに提供する場合に」、「安全評価を受ける」という条件で、重要情報インフラ事業者による個人情報・重要データの越境移転を認めている。 安全評価弁法草案第11条は、個人情報・重要データの越境移転の禁止類型として、①個人情報の越境移転について個人情報の主体の同意を得ていないとき、又は個人の利益を害するおそれがあるとき、②データの外国への移転が国家の政治、経済、科学技術、国防等の安全にリスクをもたらす、国家安全に影響し、社会公共利益を損なうおそれがあるとき、③その他、国家ネットワーク通信部門、公安部門、安全部門等の関連部門がデータの外国への移転をできないものと認定したときの類型を定めている。 個人情報を越境移転させる場合、個人情報の主体に対してデータの外国への移転の目的、範囲、内容、受領側及び受領側が所在する国家又は地区について説明し、かつ、その同意を得なければならない。未成年者の個人情報の越境移転にはその監護者の同意を得なければならない(安全評価弁法草案第4条)。 ネットワーク事業者は、データを外国へ移転させる前にデータの当該移転に対する安全評価を自ら行い、かつ、評価結果に対して責任を負う。データの外国への移転に以下の状況のいずれかがある場合、ネットワーク事業者は、業界主管又は監督部門に安全評価の実施を申請しなければならない(安全評価弁法草案第9条)。 ①500,000名を超える人の個人情報の移転、②1,000GBを超えるデータの移転、③核施設、化学生物学、国防又は軍事、公衆衛生、大型工事プロジェクト、海洋環境、機密情報にまつわる地理情報の分野に関するデータの移転、④重要情報インフラ事業者のシステムの脆弱性及びセキュリティ防護策に関するネットワークセキュリティ情報の移転、⑤重要情報インフラ事業者による海外受領者に対する個人情報又は重要データの提供に関するデータの移転、⑥国の安全及び公共の利益に潜在的に影響を及ぼすその他の移転、又は業界の主務官庁又は監督官庁によるレビューを必要とする移転

©2018 Atsumi & Sakai All Rights Reserved

9

シンガポール

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な個人情報保護立法として個人情報保護法(Personal Data Protection Act, PDPA)が制定されている。その他、主な個別法として以下のものが存在する。 2014年個人データ保護規則、コンピューター誤用及びサイバー・セキュリティ法、2012年電気通信競争コード、マスメディア・サービスの提供における市場行動実務規範、電子商取引法、テクノロジー・リスク・マネジメント・ガイドライン及びテクノロジー・リスク・マネジメントに関する通知、公務機密法、統計法及び法定機関及び政府系企業機密保護法
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> PDPA26条は、個人情報の国外移転制限について規定している。移転を行う側は、移転先が、PDPAと同等の個人情報保護制度を備えていることを確認する義務を負う。 個人情報の移転先の事業者との間で契約に基づいて個人情報保護に関する義務を課すことや、親子会社間やグループ会社間であれば、契約に加えて社内規定の整備を行い、個人情報の管理等について一定の義務を課すことも考えられる。 2017年7月10日、シンガポール情報通信省(Singapore Ministry of Communications and Information)及びシンガポール・サイバーセキュリティ委員会(Cyber Security Agency of Singapore)は、共同でサイバーセキュリティ法案をパブリックコメントに付した。パブリックコメントに関する報告書は、同年11月13日に公表された。
運用実態	<p>個人情報保護委員会(PDPC)は、PDPA施行以来、データ保護に関する執行について警告及び詳細を複数回発行している。最近では、PDPCは、2017年7月に、個人的データ規則に対する違反を犯した2社の会社に対して行われた訴えに対する判決の根拠を公表した。1社は、乗客データを含んだ乗員乗客名簿の適切な処理を怠った事案であり、もう1社は、顧客宛ての請求書の裏面に別の顧客の詳細を印刷して送付した事案であった。いずれの会社も、PDPAに違反するものと判断された。</p>

©2018 Atsumi & Sakai All Rights Reserved

10

韓国

項目	概要
基本的な法令	<p>韓国では個人情報に関して一般的に法律、施行令、施行規則及び行政規則により規律している。また、いくつかの地方自治体では、条例を制定して運営している。</p> <p>韓国では一般的な個人情報保護立法として個人情報保護法が制定されている。その他主な個別法として、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信網法、信用情報法、位置情報法
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法は、個人情報を国外の第三者に提供する場合、(i)「提供を受ける者」、(ii)「提供を受ける者の利用目的」、(iii)「提供項目」、(iv)「提供を受ける者の保有及び利用期間」、(v)同意を拒否する権利があるという事実及び同意拒否に基づく不利益がある場合にはその不利益の内容を情報主体に知らせ、同意を受けなければならないと規定する(同法第17条第3項)。 情報通信網法は、個人情報を国外に移転する場合、(i)個人情報保護のための技術的・管理的対策、(ii)個人情報の侵害に対する苦情処理及び紛争解決に関する事項等の保護措置を行わなければならない、契約締結時に、その内容を事前に協議し、契約に反映しなければならない(同法第63条第4項、同法施行令第67条第2項、第3項)。
運用実態	<ul style="list-style-type: none"> 行政当局は実態点検や違反者に対する過怠料・課徴金賦課処分などを行っている。具体的には、行政安全部では個人情報保護法と関連した個人情報管理実態の現場点検などを定期的に施行し、違反事項が発見された場合には過怠料・課徴金賦課処分などの執行をしている。 具体的な法執行事例としては、近時、宿泊アプリ利用者の個人情報が流出した事案が挙げられる。放送通信委員会の調査により、宿泊アプリ運営事業者の個人情報の技術的・管理的保護措置の違反が発見され、課徴金、過料、是正命令などの行政処分を課された事例が挙げられる。 近時、最高裁判所で個人情報関連法令について参考にすべき判例が出ている。

インド

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> データ保護の基本法令は以下のものである。 ✓ 1950年憲法、2000年情報技術法(IT法)、2011年個人情報規則 その他、何らかの形でデータ保護の付与を根拠づける、付随的法律、方針及び指針として以下のものがある ✓ 2005年情報に対する権利法、2016年国民ID番号法、1948年国勢調査法 ✓ インド準備銀行の開示方針、インド電気通信規制庁の指針 ✓ 1885年電信法、2002年医療評議会規制、1891年銀行帳簿証拠法、2005年信用情報会社(規制)法、1983年公的金融機関法、2008年統計収集法、2007年支払決済システム法、1860年インド刑法、1986年消費者保護法、1872年インド契約法、1957年著作権法
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> IT法は、電子的記録、電子的形態において作成、使用又は保存された情報に対する適切な保護の提供、そして、データ・プライバシー違反、データ窃盗及びサイバー犯罪に対する罰則を制定するために制定された特別法である。なお、インドには具体的なデータ保護法は存在しないが、2017年7月21日に、2017年データ(プライバシー及び保護)法案(Data Privacy Bill)がインドのローク・サバー閣僚議員によりローク・サバー議会(Lok Sabha of the Parliament of India)へ提出された。 IT法第1条(2)により、インド全国のみならず、インド国外にいる者によって実行された違反にもIT法が適用される。 IT法の域外適用については、同法第75条においても言及されている。すなわち、IT法第75条は、違反がインドに所在するコンピューター、コンピューター・システム又はコンピューター・ネットワークに関連する場合に限り、違反者の国籍を問わずいかなる適用される旨規定している。
運用実態	<p>管轄権を有する各州/連邦直轄領の裁定官等に対して訴えの申立てが可能。インドの裁定官は、IT法に基づくその権限を行使する形で、データ及び金融情報の保護を促進する目的ですでに複数の決定を行っている。裁定官等の決定によっていずれかの者の権利が侵害された場合、かかる者は、当該決定についてサイバー上訴裁定所に対して上訴を行うことができる。2009年以降現在まで、サイバー上訴裁定所は、合計17件の事件について最終判決を下している。さらに現在、68件がサイバー上訴裁定所において係属中である。</p>

フィリピン

項目	概要
基本的な法令	<ul style="list-style-type: none"> フィリピンにおける個人情報保護は、第一義的に、Data Privacy Act of 2012 (DPA)によって規定される。同法は、2012年に発効したが、同法の施行規則(DPA IRR)が公布されたのは、2016年(全面施行は、2017年9月)のことである。 DPAのほか、個人情報保護を規定するに関しては、写真及びビデオ盗撮禁止法、盗聴禁止法、銀行秘密法、外貨預金法、国家歳入法典、信用情報システム法、資金洗浄防止法などが存在する。
漏えい等事案発生時の本人及び監督機関等への報告義務に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の越境又は国際移転を取り扱うDPAの規定は第21条であり、個人情報の管理又は監督下にある個人情報の保護を確保することについて責任を有するのは、一当該個人情報が処理のために国外の第三者に対して移転されている場合でも、個人情報管理者である。 個人情報管理者は、自己の管理又は管轄下の個人情報(処理のために第三者に対して移転された情報(一定の条件が存するが国内又は国際的であるかを問わない)を含む)について責任を負う。 (a)個人情報管理者は、同法の要件遵守について責任を有し、情報が第三者によって処理されている間、同程度の保護水準を提供するための契約その他の合理的な手段を用いる。 (b)個人情報管理者は、組織による同法の遵守について責任を負う一名又は複数名の個人を任命する。任命された個人の身元情報は、要請された場合、データ対象者に対して通知される。
運用実態	<ul style="list-style-type: none"> DPAの公布以来、DPAの所管機関であるNPCは、DPAの規定を明確化するため、定期的に通達及び助言的意見を発表している。また、NPCは、政府における個人情報のセキュリティ、政府機関の間におけるデータ共有、漏えい事案の管理、NPCに対する苦情申立手続等に関するガイダンスも公表している。 なお、フィリピン最高裁判所がDPAを正面から取扱った事件はない。

タイ

項目	概要
基本的な法令	<p>タイにおいては、現在個人情報保護に関する法律の制定が検討されているが、個人情報保護法草案に対する内閣における審理及び決議が未だ下されていない。もともと、タイ王国憲法はプライバシー権に対する保護を与えており、その他以下を含む個別法により規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ犯罪防止法、公的情報法、電子取引法、国家による電子取引の基準及び手続に関する勅令、国家機関による個人情報保護の政策及び運用に関する指針(ガイドライン)
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法のもと発布された、電気通信利用者の個人情報保護対策に関する通知は、免許を受けた電気通信事業者による個人情報の移転ないし送信は、(i)利用者による同意がなければならない、(ii)当該事業者の電気通信事業を行う目的に基づくものでなければならない、(iii)本通知における規制に従うものでなければならない(通知第3条(1)(2)(3))と規定する。加えて、通知第5条は更に、情報の海外送信ないし移転を規制する通知が権限ある委員会によって発せられることがあると規定する。 ・個人情報保護法案は、個人情報の国際的な移転の制限を第27条に規定し、個人情報保護に関する規制が本法に基づく基準よりも実質的に下回る国への個人情報の送信ないし移転を禁止する。但し、次の場合を除く。(1)法律上の規定に基づく場合、(2)情報本人の同意が得られた場合、(3)情報本人が当事者である契約、ないし情報本人の利益のために存在する契約から生じる義務履行の目的のために必要な場合、(4)同意を示すことができない者のために利益となる場合、(5)委員会により、個人情報保護に係る認定を受けた者に対する移転の場合、国際協力ないし国際任務の枠組みによる移転の場合。
運用実態	<p>特定の産業を管轄する個人情報保護規制は、現在多くは存在していない。</p> <p>情報開示裁判所は、公的情報の開示に関する命令に対する異議申立てについて、検討する義務を負っているが、同裁判所の決定は、いかなる情報が開示が許されない個人情報に該当するかを示唆している。現在、タイにおける個人情報保護規制違反に特化した裁判例は存在しない。個人情報保護に関連した事例のほとんどは、民商法典上の不法行為や刑法上の名誉棄損罪ないし侮辱罪に関わるものである。</p>

ベトナム

項目	概要
基本的な法令	ベトナムにおいては、個人情報保護に、民間部門・公的部門の明確な区別はない。また、連邦法・州法の区別も存しない。個人情報保護については、2013年憲法と2015年民法の他、以下を含む個別法により分野ごとの法令等が存在する。 <ul style="list-style-type: none"> サイバー情報保護法、情報技術法、電気通信法、出版法、電子取引法、金融機関法、消費者権利保護法
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向（主に近時の動向）	国際的情報移転について、特に着目すべき規定はない。 <p>なお、近時は以下のサイバー関連の法制整備が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年10月14日付インターネット上での情報紛争の防止に関する政令 2017年9月20日付国家情報セキュリティに関する事象の監視及び対応に関する通達 情報アクセス法（法律第104/2016/QH13号） <p>同法は、国民の情報へのアクセス権の行使、情報へのアクセス権を行使するための原則及び手続、国民の情報へのアクセス権の保証に対する国家機関の責任が規定。2018年7月1日施行予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年1月1日に施行された2015年刑法 <p>同法にサイバー犯罪に関する新たな条項が加わった。当該条項は、資産の奪取を目的にコンピューター、電気通信ネットワーク又は電子的手段を使用する行為、銀行口座に関する情報を不正に収集、保存、転送及び開示する行為、並びに有害な方法で無線周波数システムを故意に妨げる行為を罰する。</p>
運用実態	実際、既存の法令の大部分は、情報セキュリティの確保に関する個人、組織、企業及び政府機関の権利及び責任にのみ焦点を当てており、これらの規制の履行及び執行方法についてはあまり取り上げられていない。 <p>例えば、LOCIS及び情報技術法は、サイバー情報保護に関する問題について定める2つの主要な法律であるが、これらの法律は、関係する個人、組織及び企業の責任及び利益を明確に規定していない。特に、データ主体の権利及び利益の保護に関する制裁の措置が、十分かつ有効に法制化されていない。</p>

インドネシア

項目	概要
基本的な法令	データ保護の基本法令として以下が存在する。 <ul style="list-style-type: none"> 2016年法律第19号によって改正される電子情報及び取引に関する2008年法律第11号 電子システム及び取引の実行に関する2012年政府規則第82号 2016年電子システムにおける個人データの保護に関する通信情報大臣規則 銀行取引に関する1998年法律第10号によって改正される1992年法律第7号 決済システムサービスの消費者の保護に関するインドネシア中央銀行規則第16/1/PBI/2014号など
国際的な情報移転に関する規定及び近時の動向	<ul style="list-style-type: none"> 2016年電子システムにおける個人データの保護に関する通信情報大臣規則第22条第(1)項は、インドネシア共和国の域内に居住する政府又は地方自治体及び公的機関又は民間機関における電子システム提供者が管理する個人データのインドネシア共和国の域外に対する者への移転は、(a)通信情報省若しくは、これを監督権限を有する担当官又は機関との連携、(b)国境を越えた個人データのやり取りに関する法的規制の規定を適用して行われなければならない。 同規則第22条第(1)項(a)に記載の連携については同規則第22条第(2)項に定められており、(i)少なくとも正式国名、受領者の氏名、実行日及び移転の理由や移転先が含まれる、個人データの提出に関する実行計画に係る報告書によって行うこと、(ii)必要な場合は弁護士による助力を求めること、(iii)活動結果を報告することといった内容を満たす必要がある。 現時点では、インドネシア政府は同規則第22条第(1)項(b)に定める国境を越えた個人データのやり取りに関して規則を制定していないことに留意。
運用実態（裁判例）	2011年、南ジャカルタ地方裁判所において、顧客が銀行2社等に対し、カードベース決済文書に基づくオンラインネットワーク相互接続に関する契約に基づいて、顧客の個人データに関するすべての情報を移転及び提供する義務を負ったがこれに違反したとして、銀行法第40条、第47条、第49条、第50条及び第51条違反についての訴訟が提起されたが、判決では、個人データの移転について訴えは棄却され、銀行法違反は無いと判断された。

ご清聴ありがとうございました

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 落合孝文